

まちづくり 専門家派遣制度

自主的なまちづくり活動を始めたいが、何から始めたら良いのかわからない、どんなまちづくり制度・手法があるのかわからない、どうやって仲間を増やし、組織化をしたらよいのかわからない…などの疑問をお持ちの皆様が、まちづくりのきっかけを探していることもあるかと思います。

市では、「さいたま市まちづくり専門家派遣要綱」に基づき、まちづくり活動を行うグループの集会や研究会などに、専門家を派遣して、お手伝いをします。

この制度では、主に「きっかけ」から「仲間づくり」の段階の活動について支援をしていきます。また、既に地区計画や建築協定などの「まちのルールづくり」が行われた地区において、世代交代などにより再度、制度の周知を図る場合などにも、ご利用いただけます。

対象となる団体は？

市民又は市内に土地もしくは建物に関する権利をお持ちの方で、自主的なまちづくり活動を行なう団体(まちづくりグループ)が対象となり、計画的にまちづくりを推進する必要がある場合に専門家を派遣します。

まちづくり専門家とは？

都市計画、建築などの下記のまちづくりに関する専門知識と実務経験を有する専門家が市に登録しています。

- 都市計画
- 地区計画
- 住民参加
- 区画整理
- 環境
- 再開発
- 防災
- 景観
- その他

まちづくり専門家の業務は？

- 1 まちづくりグループが行なうまちづくり活動(集会、研究会、講演会などの開催)に対する講義、指導、助言など
- 2 まちづくり活動を推進するため、市長が必要と認めた業務

費用の負担は？

まちづくり専門家の派遣に要する費用は市が負担します。集会、研究会、講演会などの運営経費はまちづくりグループの負担となります。

申請方法は？

まちづくり専門家派遣申請書(様式第1号)にまちづくりグループの構成員名簿を添付し、まちづくり総務課(又は地区のまちづくりを担当する課・事務所)に提出してください。内容を審査の上、派遣の可否を決定し、通知書にてお知らせいたします。

派遣される専門家の選定方法は？

市とまちづくりグループで相談の上、まちづくり専門家登録台帳の中から派遣趣旨に合った専門家を選定し、市が専門家と調整して派遣を決定します。

派遣業務が完了したら？

派遣業務の実績報告は、専門家が行ないます。業務完了後、速やかにまちづくり専門家派遣業務実績報告書(様式第5号)をまちづくり総務課に提出していただきます。